

厚生・産業常任委員会資料  
平成 28 年(2016 年)10 月 5 日  
健 康 医 療 福 祉 部

平成 28 年 9 月定例会議  
厚生・産業常任委員会  
条 例 案 資 料

議第 122 号 滋賀県国民健康保険運営協議会条例案

— 1 —

## 滋賀県国民健康保険運営協議会条例案要綱

### 1 制定の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正され、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県に国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされたことから、新たに滋賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置こうとするものです。

### 2 概要

- (1) 改正法附則第9条の規定に基づき、協議会を置くこととします。（第1条関係）
- (2) 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること、国民健康保険事業費納付金の徴収に関することおよび国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議することとします。（第2条関係）
- (3) 協議会は、次のアからエまでに掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該アからエまでに定める数とすることとします。（第3条関係）
  - ア 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
  - ウ 公益を代表する委員 4人
  - エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人
- (4) 協議会の委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとすることとします。（第4条関係）
- (5) 協議会の会長および会議について必要な事項を定めることとします。（第5条、第6条関係）
- (6) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

# 滋賀県国民健康保険運営協議会条例参考資料

## 1 国保改革の経緯

- (1) H27. 5. 29 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布
- (2) H27. 7～ 国は、国保基盤強化協議会事務レベルWGで全国知事会・市長会・町村会と詳細設計の議論を実施（現在継続中）
- (3) H28. 4. 28 国は、納付金・標準保険料率の算定方法や国保運営方針のガイドラインを決定

## 2 国保改革の概要

- (1) 財政支援の拡充により、国保の財政基盤を強化  
(27年度から約1,700億円、29年度以降は毎年約3,400億円)
- (2) 30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- (3) 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う
- (4) 改革の目的と期待される効果  
持続可能な医療保険制度の構築のため、国保を安定化し、国民皆保険を堅持する  
①良質な医療の効率的な提供  
②市町による一般会計繰入れの解消  
③市町の事務の効率化

## 3 県の対応および予定

- H27年度 H27. 6. 30 市町等との連携会議(滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会)を設置し、第1回協議会を開催  
以降、検討協議会と作業部会において検討・協議（現在継続中）
- 2月議会 国民健康保険財政安定化基金条例等の成立
- H28年度 9月議会 県国民健康保険運営協議会条例および関係補正予算案提案  
H28. 10 納付金等算定標準システムによる納付金・保険料率の試算開始  
H29. 3 国保運営方針(案)作成  
H29. 3 県国民健康保険運営協議会（第1回）を開催
- H29年度 上半期 国保運営方針(案)を、市町長に意見照会および県国民健康保険運営協議会に諮問し答申を得たうえで、策定  
H29. 10 各市町へ30年度分納付金額および標準保険料率の通知
- H30年度 H30. 4. 1 県が国保の財政責任を担う新制度へ移行

# 法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

厚労省資料を医療  
保険課で加筆

## 都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・国保事業費納付金の徴収</li><li>・国保運営方針の作成</li><li>その他的重要事項</li></ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者代表 (4人)</li><li>・保険医又は保険薬剤師代表 (4人)</li><li>・公益代表 (4人)</li><li>・被用者保険代表 (2人)</li></ul> <p>(*) 「国民健康保険の見直しについて (議論のとりまとめ)」(平成27年 2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

## 市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険給付</li><li>・保険料の徴収</li><li>その他的重要事項</li></ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者代表</li><li>・保険医又は保険薬剤師代表</li><li>・公益代表</li><li>・被用者保険代表(任意)</li></ul>

## (参考) 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

### (国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項…(略)…を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。